

Q.湖北水道企業団とは、どのような組織なのですか？

A. 水道事業を経営する特別地方公共団体で、簡単にいえば市町村にある水道局と同様です。石岡市(旧石岡市)と小美玉市(旧玉里村)、2市の一部水道事業を行っています。



Q.水道事業は市町村ごとに行うものではないのですか？

A.原則はそうです。しかし企業団のように複数の市町村で行っている場合もあります。茨城県内だと、当企業団と茨城県南水道企業団が龍ヶ崎市、取手市、牛久市、利根町の水道事業を広域的に行っています。

Q.職員の身分は、公務員なのですか？

A.名称に「企業」と付くため誤解されやすいのですが、特別地方公共団体の職員ですので、身分は市役所の職員と同じ地方公務員になります。ちなみに「石岡市役所」や「小美玉市役所」などは、「普通地方公共団体」で、一般的に「地方自治体」とも呼ばれています。



Q.市役所の職員と何か違いがあるのですか？

A.「地方公務員」という点で違いはありませんが、水道事業では、「地方公営企業法」という法律が適用され、会計方式も市役所のような「一般会計方式」ではなく「企業会計方式」で行うというのが大きな違いです。

Q.職員数はどのくらいですか？

A.23 名です。

・男性職員 20 名

・女性職員 3名 (令和6年4月1日現在)

Q.初任給を教えてください。

A.(大学新卒) ¥196,200

(短大新卒) ¥179,100

(高校新卒) ¥166,600

上記金額は基本給のみです。(令和6年4月1日現在)

※経歴(卒業後の職歴、上位の学歴を取得等)がある場合は、内容に応じて一定の基準で算出された額が上記金額に加算されます。

※ 人事給与制度の改正により、変更になる場合があります。



Q.基本給以外の手当を教えてください。

A. 期末勤勉手当(一般的に言うと賞与、ボーナス・採用初年度については、支給額が異なります。)、状況に応じて住居手当(借家の場合のみ)、通勤手当、扶養手当等があります。さらに、時間外に勤務した場合は時間外勤務手当や休日勤務手当が支給されます。

Q.福利厚生の内容は？

A. 茨城県市町村職員共済組合の組合員になり、各種の給付や事業(厚生年金等、アウトソーシング事業、保養所等宿泊利用助成事業、各種がん検診等資金貸付、貯金事業、資金貸付事業、出産費給付)など、茨城県内の市町村職員と同等の福利厚生を利用することが可能です。また、湖北水道企業団内には職員互助会があります。



Q.勤務時間や休日は？

A. 勤務時間は原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（うち休憩 1 時間）です。休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始です。ただし、上水道という性質上、夜間休日には宿日直勤務や自宅待機が交替制であります。その際は別途手当を支給します。

休暇は、年次休暇（原則として 20 日/年、採用年度は 15 日/年）、療養休暇、介護休暇、その他特別休暇（慶弔、妊娠、出産、育児、ボランティア、夏季など）があります。



Q.新入職員の離職率を教えてください。

A. 平成20年度から令和元年度に当企業団に採用となった職員は合計 16 名で、その離職率は以下のとおりです。

・入団後 5 年以内離職率 0.0%

なお、令和2年度以降に採用となった職員も全員、当企業団で勤務しています。

(いずれも令和6年 7 月 1 日現在)